

(案)

大 崎 水 審 第 号
令和 6 年 1 2 月 1 9 日

大崎市下水道事業
大崎市長 伊 藤 康 志 様

大崎市上下水道事業運営審議会
会 長 金 子 浩 一

大崎市下水道事業経営戦略（案）について（答申）

大崎市上下水道事業運営審議会条例（平成 1 9 年条例第 2 号）第 1 条の規定に基づき、令和 6 年 5 月 2 7 日付け大崎水管第 4 8 9 号で諮問のありました大崎市下水道事業経営戦略について、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、令和 6 年 5 月 2 7 日に「大崎市下水道事業経営戦略」について諮問を受けました。

下水道事業をとりまく環境は、加速する人口減少社会に加えて、昨今の燃料費などの諸物価の高騰、後継者不足など大変厳しい経営状況にあります。

大崎市下水道事業においても、現在の経営戦略は改定から 3 年が経過し、見直しの時期を迎えており、国からは収支構造適正化に向けたロードマップの作成が求められています。さらに、人口減少等による使用料収入の伸び悩みが見込まれる中、管理経費の増加や既存施設の更新と新たな施設の整備が必要となっています。加えて、令和 2 年度から公営企業法の全部適用としたことから、経営の視点を重視して健全経営の確保に努めてきました。今後一層厳しい経営状況になることが確実であります。事業の継続とサービスの提供を安定的に実施するために、これまで以上に中長期的な視点に立った計画的、効率的な事業運営を行っていくことが強く求められています。

これらのことを踏まえて、審議にあたって各委員からは、今後の大崎市下水道事業の経営の方向性について、専門的な知見や利用者である市民の視点などからの意見があり、慎重に審議を重ねてまいりました。

諮問されました「大崎市下水道事業経営戦略（案）」は、「大崎市総合計画」に示す「自然と共生し環境に配慮したまちづくり」のため、経営の基本方針に沿った実施項目を掲げており、また、今後 1 0 年間における健全な経営を維持するための投資財政計画や実施項目に沿った主な取組が具体的に示されており、

経営戦略として妥当な内容であると認め「大崎市下水道事業経営戦略」を答申するものです。

「大崎市下水道事業経営戦略」の答申にあたっては、当審議会に出されました、次の事項について十分尊重されることを要望します。

1 段階的な下水道使用料の改定について

下水道使用料の改定については、人口減少等により使用料収入が伸び悩み、物価高騰により経費が増大していくという状況の中で、おおむね20%増の改定とすることは、使用者が受益に見合う負担とする独立採算制の原則からやむを得ないものとする。ただし、使用料の改定にあたっては、基本使用料に使用水量を含んでいる現在の体系についても受益に見合うものとし、使用水量に合わせた負担とすること。また、急激な負担増を避けるために3年程度をかけて段階的な改定とすること。

下水道使用料の減免のうち、生活保護受給者に対する減免については、使用者が受益に見合う負担を基本とすること、生活保護費に下水道使用料相当額が算入されていることなどを踏まえて、減免を廃止し応分の負担をいただくことが妥当と考える。ただし、この場合においても、急激な負担増とならないよう段階的な改定とすること。

2 健全な経営の確保について

新たな施設の整備は計画的に行うとともに、未接続者に対しては今後も積極的な勧奨を行うなど使用料収入の確保を図り、持続可能な下水道の実現に向けて財政計画を基本とした事業運営に努められたい。特に、市の財政状況が厳しい状況にあることは承知しているが、市民生活を支える下水道事業の趣旨を踏まえて、これまで市が負担している公営企業繰出金については、引き続き必要な財源の確保に努められたい。

3 ウォーターPPPについて

現在、生産年齢人口の減少、施設の老朽化、人材・施設の効率的な運用への対応を踏まえて、導入の可能性に関する調査を行っている状況にある。今後は、その調査結果を踏まえてウォーターPPPの導入を検討していくこととなるが、当審議会に対しての情報提供や意見交換ができるよう努められたい。

最後に、大崎市下水道事業経営戦略を推進していくにあたり、下水道事業を取り巻く環境の変化に対して柔軟かつ積極的に対応するため、策定後3～5年で見直しすることとしているが、各年度での決算を踏まえて随時点検評価を行い、持続可能な経営体として事業運営ができるよう一層の経営改善に努められたい。